

横浜市旭区民文化センター

指定管理者選定委員会

審査報告書

平成 22 年 7 月

## 1 経緯

横浜市旭区民文化センター「サンハート」の指定管理者の選定にあたり、横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査や公開ヒアリングの開催を行ってまいりました。

この度、選定委員会による審査が終了し、優秀提案者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

なお、この報告書は公開を前提としており、「横浜市旭区民文化センター第二期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）では、団体名と審査における評点を旭区地域振興課ホームページで公表することとしています。

## 2 横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会 選定委員

委員長 中村 晃也（昭和音楽大学教授）  
委員 深沢 啓子（財横浜市緑の協会）  
委員 前田 公彦（税理士・中小企業診断士）  
委員 山本 育三（旭区文化振興会副会長）

## 3 指定候補者選定の経過

項目	年 月 日
●第1回横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会 （指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討）	平成22年3月23日（火）
公募要項に関する質問受付（28件）	平成22年4月22日（木）～ 4月30日（金）
公募要項に関する質問に対する回答	平成22年5月17日（月）
提案書類の受付（2団体）	平成22年6月1日（火）・2日（水）
●第2回横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会 （公開ヒアリング及び審査）	平成22年6月21日（月）

#### 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価項目及び配点」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、公開ヒアリングにおいて、応募団体からの提案説明及び選定委員による質疑を行い、優秀提案者を選定しました。

なお、点数については、各委員 130 点を持点とし、その合計点を評価点としました。

##### \* 評価項目及び配点

配 点		評 価 項 目
30 点		① 旭区民文化センター運営のための基本方針
	15 点	・ 区民文化センター運営基本方針
	15 点	・ 区民文化センターの経営方針
30 点		② 文化事業、運營業務及び管理業務の実施方針
	10 点	・ 文化事業の実施方針
	20 点	・ 運營業務及び管理業務の実施方針
50 点		③ 文化事業に関する提案
	25 点	・ 文化事業の概要と取組み方
	10 点	・ 指定期間に実施する文化事業の概要と取組み方
	10 点	・ 平成 23 年度と 24 年度の文化事業の具体的な企画提案
	5 点	・ 文化事業の運営体制の取組み方
20 点		④ 施設の運営に関する提案
	5 点	・ 施設運営の方針
	5 点	・ 運営体制と組織
	10 点	・ 指定管理期間の経営方針と収支予算書
計 130 点		

## 5 応募者の制限

応募団体（代表団体及び構成団体）について、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

### 公募要項 6 応募に関する事項

#### (1) 応募者

##### ウ 欠格事項

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、法人事業税、消費税、及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している者
- (イ) 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続中である者
- (ロ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けた者
- (ハ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (ニ) 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- (ホ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与している者
- (ヘ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者
- (ヘ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けた者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでない者）
- (コ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していない者

## 6 応募団体（50音順）

2団体から応募がありました。2団体の名称等は以下のとおりです。

団体名（50音順）	構成団体名
かなしんグループ	株式会社 横浜アーティスト 株式会社 かなしん広告
相鉄・神奈川共立 共同事業体	株式会社 相鉄エージェンシー 相鉄企業 株式会社 株式会社 神奈川共立

## 7 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を優秀提案者、第2位と決定しました。

優秀提案者 相鉄・神奈川共立 共同事業体  
第2位 かなしんグループ

## 8 評点

団体名 (50音順)	評価項目 配点				評点合計 520
	① 120	② 120	③ 200	④ 80	
かなしんグループ	68	70	111	47	296
相鉄・神奈川共立 共同事業体	81	79	134	53	347

- ① 旭区民文化センターの運営のための基本方針
- ② 文化事業、運営業務及び管理業務の実施方針
- ③ 文化事業に関する提案
- ④ 施設の運営に関する提案

## 9 審査講評 (評点合計順)

### (1) 相鉄・神奈川共立 共同事業体

地域との連携に熱意を持ち、色々な施策に取り組む意欲のある人材を登用するといった人的なソフト面の提案において期待が持てる。

施設運営面では古くなった施設を上手に運営するのは難しいことだが、株式会社神奈川共立は他区での実績があり、地域に根ざしたリサーチが評価されている。また、企画面においてもノウハウを持っている。提案では舞台技術に徹するということがあったが、それらのノウハウを事業企画等の面で活かせるような組織構造を求めたい。

一方、運営から維持管理の委託まで全て相鉄グループとなることでファシリティマネジメント的な力が働き、組織が上手く機能しないのではないかと懸念されるところであり、区によるオプザープの仕組みを作ることでチェック・評価することが必要である。

### (2) かなしんグループ

株式会社横浜アーティストは現指定管理者としての実績があり、経費削減に向けた職員配置は評価できる。しかし、企画や人材等のソフト面において従来以上に付加価値が付けられるか疑問である。

提案では設備面での発想が多いが、大事なものはコンテンツ（ソフト面）である。また、提案自体が消極的な印象で区民文化センターを管理・運営するためにはより積極的な姿勢が求められる。斬新的な新しい切り口やその後の展望を期待したい。継続性・力量を考えたとき不安が残る。

## 10 その他総評

両者とも施設運営についての創意・工夫に物足りなさを感じた。指定管理に向けて、新たな発想を期待したい。区民文化センターは地域の文化芸術活動の拠点であり、旭区の地域特性・ニーズを把握することが求められる。地域に根ざした草の根活動にもしっかり取り組んでいただきたい。

審査結果として各委員がつけた順位は、株式会社相鉄エージェンシー・相鉄企業株式会社・株式会社神奈川共立による共同事業体を1位とする委員が3人、株式会社横浜アーティスト・株式会社かなしん広告による共同事業体を1位とする委員が1人だった。評点の総計により、前者を優秀提案者とした。

優秀提案者となった団体には、選定委員会のアドバイスも取り入れた組織構造を構築し、共同事業体として個々の長所を活かした施設運営を期待する。